

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇 治 市
 政 策 経 営 部
 行 政 経 営 課
 電 話 22-3141番
 印刷 宇治市檜島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目 次

告 示

- 告示第61号 平成30年度国民健康保険料率の決定
 ……(国民健康保険課) ……2
- 告示第63号 指定代理納付者の指定 ……(行政経営課) ……2
- 告示第64号 議決予算の公表 ……(財務課) ……2
- 告示第65号 宇治市国民健康保険被保険者証の無効
 ……(国民健康保険課) ……15

公 告

- 公告第10号 予防接種の実施 ……(健康生きがい課) ……15

教 育 委 員 会

- 規則第1号 宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則 ……19
- 規則第2号 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 ……19
- 規則第3号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則 ……19
- 規則第4号 宇治市総合野外活動センター規則の一部を改正する規則 ……19
- 規則第5号 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば規則の一部を改正する規則 ……20
- 規則第6号 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば利用者登録カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則 ……20
- 告示第7号 宇治市適応指導教室要綱の一部を改正する要綱 ……20

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第2号 直接請求に必要な選挙人の数 ……21
- 告示第3号 宇治市開票区の開票の場所及び日時 ……21
- 告示第4号 開票管理者及び同職務代理者の選任 ……21
- 告示第5号 開票立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時 ……21
- 告示第6号 氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 ……21
- 告示第7号 宇治市各投票区の投票場所 ……21
- 告示第8号 投票所を閉じる時刻の一部繰上げ ……23
- 告示第9号 選挙人名簿登録の移替えをしない期間 ……23

- 告示第10号 ポスター掲示場の設置場所 ……23
- 告示第11号 選挙管理委員会の招集 ……32
- 告示第12号 直接請求に必要な選挙人の数 ……32
- 告示第13号 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任 ……33
- 告示第14号 選挙公報の配布方法等 ……34
- 告示第15号 投票管理者及び同職務代理者の選任 ……34
- 告示第16号 期日前投票の場所 ……34
- 告示第17号 投票管理者の変更 ……34
- 告示第18号 選挙管理委員会の招集 ……35

公 平 委 員 会

- 規則第1号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ……35

告 示

宇治市告示第61号

平成30年度国民健康保険料率の決定について

平成30年度国民健康保険料の保険料率を次のとおり決定しましたので、宇治市国民健康保険条例(昭和36年宇治市条例第1号)第16条第2項、第16条の5の5第2項及び第16条の9第2項の規定により、告示します。

平成30年4月10日

宇治市長 山本 正

平成30年度国民健康保険の保険料率

一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の7.56
被保険者均等割	25,400円
世帯別平等割	アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 17,500円

イ 特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) 8,750円

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) 13,125円

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.75
被保険者均等割	9,100円
世帯別平等割	アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 6,300円

イ 特定世帯 3,150円

ウ 特定継続世帯 4,725円

介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.67
被保険者均等割	10,900円
世帯別平等割	5,500円

(揭示済)

宇治市告示第63号

指定代理納付者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)第47条の2の規定により告示します。

平成30年4月20日

宇治市長 山本 正

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町1-3
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金

- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

宇治市告示第64号

議決予算の公表について

平成30年2月召集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年4月20日

宇治市長 山本 正

平成30年度宇治市一般会計予算

平成30年度宇治市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,790,000千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1.市	税	23,939,954
	1.市 民 税	11,707,546
	2.固 定 資 産 税	9,406,536
	3.軽 自 動 車 税	303,826
	4.市 た ば こ 税	863,932
	5.鉱 産 税	1
	6.特 別 土 地 保 有 税	1
	7.都 市 計 画 税	1,658,112
2.地 方 譲 与 税		337,000
	1.地 方 揮 発 油 譲 与 税	95,000
	2.自 動 車 重 量 譲 与 税	242,000
3.利 子 割 交 付 金		43,000
	1.利 子 割 交 付 金	43,000
4.配 当 割 交 付 金		175,000
	1.配 当 割 交 付 金	175,000
5.株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		178,000
	1.株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	178,000
6.地 方 消 費 税 交 付 金		2,948,000
	1.地 方 消 費 税 交 付 金	2,948,000
7.ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		33,431
	1.ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	33,431
8.自 動 車 取 得 税 交 付 金		135,000
	1.自 動 車 取 得 税 交 付 金	135,000
9.国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		66,094
	1.国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	66,094
10.地 方 特 例 交 付 金		151,530
	1.地 方 特 例 交 付 金	151,530
11.地 方 交 付 税		6,770,000
	1.地 方 交 付 税	6,770,000
12.交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		30,000
	1.交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	30,000

13.分 担 金 及 び 負 担 金		578,360
	1.負 担 金	578,360
14.使 用 料 及 び 手 数 料		1,538,467
	1.使 用 料	1,419,809
	2.手 数 料	118,658
15.国 庫 支 出 金		11,306,310
	1.国 庫 負 担 金	9,663,758
	2.国 庫 補 助 金	1,588,795
	3.委 託 金	53,757
16.府 支 出 金		4,814,349
	1.府 負 担 金	3,121,238
	2.府 補 助 金	1,355,340
	3.委 託 金	337,771
17.財 産 収 入		265,297
	1.財 産 運 用 収 入	89,215
	2.財 産 売 払 収 入	176,082
18.寄 付 金		170,000
	1.寄 付 金	170,000
19.繰 入 金		552,196
	1.基 金 繰 入 金	552,196
20.諸 収 入		2,945,112
	1.延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	44,610
	2.市 預 金 利 子	8,058
	3.貸 付 金 元 利 収 入	2,452,439
	4.受 託 事 業 収 入	49,840
	5.雑 入	390,165
21.市 債		4,812,900
	1.市 債	4,812,900
歳 入 合 計		61,790,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1.議 会 費		447,928

	1. 議 会 費	447,928
2. 総 務 費		6,227,439
	1. 総 務 管 理 費	5,042,729
	2. 徴 税 費	753,238
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	303,182
	4. 選 挙 費	48,955
	5. 統 計 調 査 費	31,276
	6. 監 査 委 員 費	48,059
3. 民 生 費		27,905,211
	1. 社 会 福 祉 費	11,983,933
	2. 児 童 福 祉 費	10,586,845
	3. 生 活 保 護 費	5,328,033
	4. 災 害 救 助 費	6,400
4. 衛 生 費		4,366,510
	1. 保 健 衛 生 費	1,563,356
	2. 清 掃 費	2,803,154
5. 労 働 費		45,345
	1. 労 働 諸 費	45,345
6. 農 林 水 産 業 費		309,681
	1. 農 業 費	238,744
	2. 林 業 費	69,649
	3. 水 産 業 費	1,288
7. 商 工 費		1,865,449
	1. 商 工 費	1,865,449
8. 土 木 費		5,874,932
	1. 土 木 管 理 費	596,223
	2. 道 路 橋 梁 費	1,435,173
	3. 河 川 費	341,504
	4. 都 市 計 画 費	2,808,448
	5. 住 宅 費	693,584
9. 消 防 費		2,014,501
	1. 消 防 費	2,014,501
10. 教 育 費		5,636,545

	1. 教 育 総 務 費	856,950
	2. 小 学 校 費	2,109,229
	3. 中 学 校 費	825,108
	4. 幼 稚 園 費	622,811
	5. 社 会 教 育 費	1,222,447
11. 災 害 復 旧 費		64,658
	1. 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	6,000
	2. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	58,658
12. 公 債 費		5,954,952
	1. 公 債 費	5,954,952
13. 諸 支 出 金		1,016,849
	1. 土 地 開 発 基 金 費	8,849
	2. 開 発 公 社 費	1,008,000
14. 予 備 費		60,000
	1. 予 備 費	60,000
歳 出 合 計		61,790,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
子ども・子育て支援事業計画策定業務委託事業	自 平成30年度 至 平成31年度	4,000
京都府育児休業生活資金融資制度に対する利子補給補助(平成30年度融資分)	自 平成30年度 至 平成37年度	育児休業期間中に支払った 融資金利子に相当する額 (第1回償還から72ヵ月分)
京都府育児休業生活資金融資制度に対する保証料補給補助(平成30年度融資分)	自 平成30年度 至 平成37年度	融資金にかかる保証料に相当する額
京都府労働者生活資金特別融資制度に対する利子補給補助(平成30年度融資分)	自 平成30年度 至 平成37年度	融資金利子の内0.7%の利率に相当する額(第1回償還から72ヵ月分)
京都府労働者生活資金特別融資制度に対する保証料補給補助(平成30年度融資分)	自 平成30年度 至 平成37年度	融資金にかかる保証料の内1/2に相当する額
株式会社日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金貸付制度に対する利子補給補助(平成30年度融資分)	自 平成30年度 至 平成34年度	融資金利子の内1.4%の利率に相当する額。ただし、融資金利子が1.4%を下回る場合はその融資金利子に相当する額(融資実行日から36ヵ月分)

宇治市中小企業低利融資制度に対する利子補給補助(平成30年度緊急融資分)	自平成30年度 至平成33年度	融資金利子に相当する額(融資実行日から24ヵ月分)	
菟道志津川線道路用地購入事業	自平成30年度 至平成39年度	91,400	左の金額に対する利息額及び事務費をそれぞれ加算した額
(仮)お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業	自平成30年度 至平成48年度	2,540,000	
ウトロ地区公的住宅第2期棟設計業務委託事業	自平成30年度 至平成31年度	28,700	
中学校給食基本構想策定業務委託事業	自平成30年度 至平成31年度	5,000	
学校給食調理委託事業(北小倉小学校・南部小学校)	自平成30年度 至平成33年度	78,600	

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎温室効果ガス削減対策事業債	39,000	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
防災情報通信設備整備事業債	1,600			
安全・安心のまち整備事業債	21,300			
水道事業会計出資債	301,400			
農業基盤整備事業債	26,500			
商工施設整備事業債	10,500			
道路整備事業債	200,100			
河川排水路整備事業債	108,900			
街路整備事業債	24,300			
公園整備事業債	47,100			
お茶と宇治のまち歴史公園交流ゾーン整備事業債	29,600			
市営住宅建設事業債	160,300			
消防施設整備事業債	4,300			

小学校施設整備事業債	457,500	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証書借入又は証券発行発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができ。
中学校施設整備事業債	189,100				
お茶と宇治のまち歴史公園史跡ゾーン整備事業債	79,100				
総合野外活動センター整備事業債	60,700				
源氏物語ミュージアム整備事業債	12,700				
林業施設災害復旧事業債	2,600				
河川等災害復旧事業債	50,000				
臨時財政対策債	2,594,500				
30年度借換債	391,800				
合 計	4,812,900				

平成30年度宇治市国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,758,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

（単位 千円）

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		3,428,440
	1. 国民健康保険料	3,428,440
2. 一部負担金		4
	1. 一部負担金	4
3. 使用料及び手数料		675
	1. 手数料	675
4. 府支出金		13,695,271
	1. 府補助金	13,695,271
5. 財産収入		1,906
	1. 財産運用収入	1,906

6.繰入金		1,608,618
	1.一般会計繰入金	1,405,283
	2.基金繰入金	203,335
7.諸収入		23,086
	1.延滞金及び過料	101
	2.市預金利子	1
	3.雑入	22,984
歳入合計		18,758,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1.総務費		278,407
	1.総務管理費	254,835
	2.徴収費	21,979
	3.運営協議会費	1,093
	4.趣旨普及費	500
2.保険給付費		13,606,467
	1.療養諸費	11,912,375
	2.高額療養費	1,584,485
	3.移送費	2
	4.出産育児諸費	70,176
	5.葬祭諸費	13,700
	6.精神・結核医療付加金	25,729
3.国民健康保険事業費納付金		4,611,656
	1.医療給付費分	3,140,338
	2.後期高齢者支援金等分	1,103,376
	3.介護納付金分	367,942
4.保健事業費		198,550
	1.特定健康診査等事業費	111,135
	2.保健事業費	87,415
5.基金積立金		1,906
	1.基金積立金	1,906
6.公債費		3,500

	1.公債費	3,500
7.諸支出金		39,514
	1.償還金及び還付加算金	39,514
8.予備費		18,000
	1.予備費	18,000
歳出合計		18,758,000

平成30年度宇治市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成30年度宇治市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,660,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1.後期高齢者医療保険料		2,054,556
	1.後期高齢者医療保険料	2,054,556
2.使用料及び手数料		198
	1.手数料	198
3.繰入金		533,353
	1.一般会計繰入金	533,353
4.諸収入		71,893
	1.延滞金、加算金及び過料	261
	2.償還金及び還付加算金	7,501
	3.市預金利子	1
	4.雑入	64,130
歳入合計		2,660,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1.総務費		63,893
	1.総務管理費	59,480
	2.徴収費	4,413
2.後期高齢者医療広域連合納付金		2,487,036
	1.後期高齢者医療広域連合納付金	2,487,036